

こんにちは。

フォローアップサポート合同会社の藤井です。

メルマガの配信をご希望いただいた方、以前に名刺をいただいた方々に感謝を込めて、配信させていただいております。

もうそろそろ梅雨明けかなと思っていましたが気象庁の梅雨明け宣言も見送りととなり今日も雨。皆さん体調はいかがでしょう？健康経営優良法人2024の認定申請に向けて昨日7月18日、健康投資ワーキンググループが開催され、2024年度の認定条件案が発表されました。

健康経営も10年を迎え、更に10年先を見据えた働き方の多様性や中小企業でも数名で運用されている企業の対応、評価、学生への浸透、海外進出企業の外国人の健康、LGPTQへの対応等々様々な意見が出されました。

我々の推進する健康経営推進についても、地域や業界ごとのソリューションの提供等の話も上がっており、今後の動向が注目されます。

ヘルスリテラシー向上、ITの活用についてのヒントも、当メルマガで掴んでいただければ幸いです。

—2023年7月19日発行—□●

本号の主な内容

【健康づくり】 口腔保健の再認識

【産業医】 産業医のご紹介について

【限定】 健康づくりアプリの法人向けサービス

【資料整理】 事業承継を見据えた中小企業の資料整理

健康づくり

2023年7月8日（土）「今すぐできる100年healthの健康寿命対策 ~歯周病から考える全身の健康~」という題目で第28回口腔保健シンポジウムが開催されました。

皆さんは最近歯医者に行かれていますか？

私は基本的に3ヶ月に一回は歯科検診と歯垢除去、過去に治療した歯の被せの状況等、気になることを歯科医師とお話しして、調整していただいています。

何故そのように歯を気にするのか？歯が痛くなかったら大丈夫じゃないのか？と思われる方も多いかもかもしれません。

今回のシンポジウムも含め、直近のセミナー等でもお話がありましたが、歯周病が糖尿病やその予備軍、アルツハイマー、喫煙、ストレス等々、いろいろな環境下で悪い方向に影響を及ぼしていることがわかっており、口腔保健の重要性が取りざたされています。

私自身も定期的に健診を受けるようになる前には、前歯の下歯のかみ合わせが悪く、ぐらつくことを相談すると歯周病だということ、前歯のど真ん中に縦に穴を空けて歯の根元に薬を注入する状況となりました。

歯周病は、空気に触れない部分で症状が進むので放っておいたら大変です。自分が小学生のころ、父が歯を全部抜いて総入れ歯にするのに100万円近く掛かったのを思い出し、放っておいたら同じ状況になる可能性があったと怖くなりました。

その治療後、定期的に健診、歯垢除去と黒ずんだ歯を磨いていただくようにしています。

歯の健康は、定期的な歯科健診と歯磨き。今後健康診断と同じように、歯科検診の取り組みについても制度化されることとなるでしょう。

歯磨きは毎食後と、最低寝る前には5分、口寝覚めた後の洗顔と歯磨きを一緒に、フロスや糸ようじ等をうまく使って、定期健診でほめてもらえるレベルにしておきましょう。

健康経営とITの活用でお困りごとがございましたら、弊社にご相談ください。

産業医のご紹介について

従業員が50名以上になられた企業様へ

毎年1回、ストレスチェック検査を全ての労働者※に対して実施することを含め、以下対応が義務付けられています。

1. ストレスチェックの実施
2. 産業医の選任
3. 衛生委員会の設置
4. 衛生管理者の選任

産業医をお探しでしたら、弊社からご紹介いたします。

当社も厚生労働省のSAFEコンソーシアムに参加し、労働安全衛生の立場からも支援させていただきます。

50名未満の企業についてもストレスチェックを推奨されていますのでお問い合わせください。

●「ご相談・ご意見・ご質問はこちら」よりエントリーください。

※ 契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。

健康づくりアプリのご紹介

健康づくりアプリ「ココカラダイアリー」は、カラダの健康を支える3要素「運動・食事・睡眠」をはじめとする10項目の健康データの記録機能とストレス状態のセルフチェック機能により、毎日のココロとカラダの健康づくりをサポート。

法人のお客さまには、歩数ランキングや健康ポイント管理機能に加え、従業員のアプリ利用状況を集計・確認できる専用Webサイトをご提供します。

- ・健康データの記録
- ・ストレス状態の測定
- ・ヘルスリテラシーの向上・・・【お勧め】健康情報「からだケアナビ」、オンライン医療事典「MEDLEY」特にオンライン医療辞典を搭載しているアプリは他には無いのでお勧めです。
- ・法人向けサービス

※本メルマガをご覧になられた法人様限定で、法人向けサービスを提供いたします。

<https://www.msa-life.co.jp/kokokaradiary/>

- 「ご相談・ご意見・ご質問はこちら」よりエントリーください。

今週の話題【賃金デジタル払い】

賃金デジタル払いの運用ルールと今後予想される流れ

キャッシュレス決済が生活に浸透し、銀行で現金を引き出す機会が減ったという方もいるでしょう。そのような時代の流れを受け、4月からは法改正により賃金のデジタル払いが可能となります。これも社会に浸透するのか、運用のルールから考えてみましょう。

●デジタル払い導入までの手順

賃金は通貨（現金）払いが原則ですが、法令上は労働者の同意を得た場合、銀行その他の金融機関の預貯金口座への支払いが認められています。近年は「〇〇ペイ」といったキャッシュレス決済の普及が進む中、資金移動業者（銀行以外で送金サービスを提供する登録事業者）のサービスを給与受け取りに活用するニーズも出てきました。

そのような背景から昨年11月、労働基準法施行規則の一部が改正され、賃金のデジタル払い（資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払）が可能になりました。その要件として使用者は労働者の同意を得ること、資金移動業者は一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。

施行は令和5年4月1日ですが、ただちに賃金のデジタル払いが始まるわけではありません。まずは資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請を行った後、厚生労働省が審査（数か月かかる見込み）を行い、基準を満たしている場合にその事業者が指定されます。その後デジタル払いを行いたい企業は、利用する指定資金移動業者等を内容とする労使協定を締結します。さらに労働者は企業側から留意事項の説明を聞き、理解した上で、デジタル払いを希望する場合は使用者に同意書を提出することが必要です。

●考えられるメリットと課題は

賃金のデジタル払いは、あくまでも賃金支払および受け取りの選択肢の1つです。それを選択するかは労働者の自由で、企業側も労働者に強制してはいけません。また、賃金の一部を資金移動業者口座で受け取り、残りを銀行口座等で受け取ることも可能です。企業がデジタル払いを導入するメリットとしては、口座振込みに比べて安価な振込手数料が挙げられます。また、銀行口座を作れない外国人労働者などを雇用しやすくなり、人手不足の解消につながるかもしれません。

その一方でアカウントの安全面や、チャージ上限を超えた時の対応、口座振込との併用による業務量の増加など、実務的な課題も存在します。まずは少額の賃金からデジタル払いを導入し、従業員の要望を取り入れながら拡充する企業が、徐々に増えていく流れが予想されます。

【参照】厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/zigyonushi/shienjigyoyou/03_00028.html

- ★このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。
このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

メルマガの新規お申し込みはこちらから <https://fup-support.co.jp/mm/>

バックナンバー <https://fup-support.co.jp/bk/>

配信停止（登録解除）の手続き
<https://fup-support.co.jp/stop/>

●ご相談・ご意見・ご質問等はこちら <https://fup-support.co.jp/qa>

発行元：フォローアップサポート合同会社 <https://fup-support.co.jp/>

★健康経営サポートメールマガジンは毎週水曜日に発行しています。

★等幅フォントでご覧ください。

★Copyright (C), 2022-Follow Up Support LLC
許可なく転載することを禁じます。